

| よくある質問 |



提出先や方法について

所管の県振興局地域創生部宛に提出してください。
郵送のほか、電子申請でも受付ています。



税制優遇は、どの程度受けられますか。

設備投資額等により異なりますので、適用工場の指定後、各県税事務所にお問い合わせください。



申請から指定までどれくらい期間がかかりますか。

申請後、現地調査の日程調整を行います。目安は現地調査から2週間程度です。



現地調査はどのように行いますか。

県振興局と県税事務所、市の担当者が現地に伺い、導入された機械等を直接確認します。

| よくある質問 |



建物の取得や設備の導入を毎年行っている場合、毎年申請が必要でしょうか。
指定を希望する場合は、前年度に取得した資産ごとに、毎年必要です。



提出書類のうち、「産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し」とは何ですか。
産業振興機械等の取得等を市長が確認した書類です。
様式等については、市商工振興課へお問い合わせください。



提出書類のうち、「当期確定申告書の写し」については、国と県のいずれの申告書を出せばよいですか。
国の申告書をご提出ください。



取得した機械等について、圧縮記帳をしている場合、固定資産明細書の中の「取得(予定)価額」には本来の取得価額と圧縮記帳後の取得価額のどちらを記載しますか。
圧縮記帳後の取得価額をご記載ください。